介護現場が活用しやすく介護人材確保に資する処遇改善の実現に関する質問主意書

提出者 山井和則

介護現場が活用しやすく介護人材確保に資する処遇改善の実現に関する質問主意書

す。また、その具体的内容は、社会保障審議会介護給付費分科会が二○一八年十二月二十六日に公表した 中では、新しい経済政策パッケージに基づく介護人材の処遇改善として国費二百十億円程度とされていま 二〇一九年十月実施の平成三十一年度介護報酬改定は、二〇一八年十二月十七日に公表されました。 その

「二〇一九年度介護報酬改定に関する審議報告」(以下、審議報告という。)に明記されています。

相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、 認めることを前提に、 遇改善で、 なお、この二○一七年十二月八日に閣議決定された新しい経済政策パッケージでは、 「他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を 介護サービス事業所における勤続年数十年以上の介護福祉士について月額平均八万円 公費千億円程度を投じ、 処遇改善を行う。」とされています。 「五.介護人材の処

そこで、以下の通り質問します。

をすることは可能ですか。さらに、介護サービス事業所の判断で、介護職員と事務職員全員の処遇改善を 来年十月からの介護人材の処遇改善に関して、介護サービス事業所の判断で、 介護職員全員の処遇改善

することは可能ですか。

二 一について、介護サービス事業所の判断で介護職員全員、 もしくは介護職員と事務職員の全員の処遇改

善を行う場合に、 「勤続年数十年以上の介護福祉士について月額平均八万円相当の処遇改善」 のうち、 勤

続年数が十年以上の介護福祉士の処遇改善に、 最低、 何割程度を回さねばならないという基準はあります

か。

 \equiv 勤続年数が十年以上の介護福祉士がいない介護サービス事業所は、今回の処遇改善の対象にはならない

ということですか。

兀 介護報酬は、 人件費・物件費等を勘案しているが、 地域ごとの人件費の地域差を調整するため、 地域区

分が設定され 地域別・人件費割合別 (サービス別) に一単位当たりの単価を割増しているとの考え方に

基づいて、 全国が七つに区分されており、それぞれ人件費差が生じています。 しかし、 今回の処遇改善で

は、 全国一律に年収四百四十万円もしくは月額八万円の賃金改善を一名以上という基準が示されており、

これは従来の考え方と矛盾しませんか。整合しているのであれば、その考え方を示して下さい

Ŧī. 勤続年数が十年以上の介護福祉士が一名しかいない介護サービス事業所の場合、 他の介護職員や事務職

員等の処遇改善を行うことはできますか。行うことができるのは、どのような条件を満たす場合ですか。

六 勤続年数が十年以上の介護福祉士が二名いる介護サービス事業所の場合、そのうち一名の介護福祉士に

ついては、 年収四百四十万円もしくは月額八万円の賃金改善を行うことが必須とされると、 他の介護職団 員

や事務職員等の処遇改善を行う場合には、もう一名の勤続年数が十年以上の介護福祉士の処遇改善を抑え

て、その分を他の介護職員や事務職員等の処遇改善に回すことになりますか。

七 六の通りとすると、二名の勤続年数が十年以上の介護福祉士の処遇改善に大きな格差が生じると考えら

れますが、この点に関する見解を示して下さい。

八 全国の、 勤続年数が十年以上の介護福祉士の人数別の介護サービス事業所数を示した上で、その分布を

踏まえた、 介護サービス事業所内で生ずる処遇改善の格差への懸念に対する見解を示して下さい

九 今回の処遇改善では、 「月額八万円の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金が、 役職者を除く全産業

平均賃金 (年収四百四十万円)以上となる者を設定・確保すること。」が示されていますが、 この考え方

は 社会保障審議会介護給付費分科会をはじめ、どのような場で、いつから提起され、議論されました

か。

右質問する。